

はじめに

私たちを取り巻く地域社会は、少子高齢化や人口減少が急速に進行するなか、人々の価値観の多様化や家族形態の変容とともに、地域での支え合いの基盤が弱まってきていると言われています。

また、長期に渡ったコロナ禍の影響により、貧困世帯の増加とともに単身世帯の増加も相まって、孤独・孤立の問題も浮き彫りになるなど、地域の福祉課題や地域住民の生活・福祉ニーズは複雑化・複合化してきております。

こうした中、国では「地域共生社会の実現」に向けて社会福祉法を改正し、様々な地域生活課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の整備を行う重層的支援体制整備事業を創設するなどの支援措置を講じております。

そこで、本会では、平成17年度から実施している「地域福祉トータルケア」を継承しつつ、更に地域住民も参加する発展した取組へと繋げていくために、令和6年度からの6年間の計画期間とする、新たな「第6期 秋田県地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、国を挙げて推進する「地域共生社会の実現」と方向性を合わせ、変化が著しい社会情勢と、複雑化・複合化する地域生活課題の解決に向けて、本会の活動方針やこれからの6か年で取り組むべき目標を明確にしたものであり、あらゆる関係者・関係機関とともに、各事業を展開してまいります。

結びに、本活動計画の策定に当たり、多くの貴重な御意見を賜りました地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様にご心から御礼申し上げますとともに、計画の推進、実施に当たっては、県・市町村行政、会員である市町村社会福祉協議会、社会福祉施設、民間福祉関係団体をはじめ、幅広い県民の皆様にご特段の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人秋田県社会福祉協議会

会長 三浦 廣 巳

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 計画の進行管理	
第2章 計画策定の背景	2
1 地域社会の変化	2
2 地域福祉をめぐる動き	4
3 全国社会福祉協議会の取組	7
4 秋田県社会福祉協議会の取組	7
第3章 計画の構成	8
第4章 計画の基本方針と推進項目等	9
1 基本方針・推進項目・事業項目	9
I 地域共生のための体制づくり	9
II 住民参加による地域づくり	12
III 福祉サービスの基盤づくり	15
IV 組織・経営基盤の強化	17
2 計画の指標	18
I 地域共生のための体制づくり	18
II 住民参加による地域づくり	20
III 福祉サービスの基盤づくり	23
IV 組織・経営基盤の強化	25
【参考資料】	
1 秋田県地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	26

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

地域福祉活動計画は、秋田県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役割や活動の方向性を明らかにするとともに、地域福祉の推進を図るため、行政をはじめ市町村社会福祉協議会、社会福祉施設・関係団体と連携・協働して取り組むための計画です。

本会は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの6年間を計画期間とする「秋田県地域福祉活動計画（第5期）」を平成30年3月に策定し、活動してきました。

近年の地域福祉を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の進行や核家族化、単身世帯の増加に加え、高齢者世帯の推移を見ると、高齢単独世帯の増加による家族介護力の大幅な低下が懸念されるほか、ひきこもりや地域での人と人との繋がり希薄化といった孤独・孤立の問題、地域福祉活動における担い手不足など、地域における支え合い機能の低下も憂慮され、ダブルケアや8050問題など、地域生活課題が複雑化、複合化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症は、休業や失業等による生活困窮者の増加や、外出自粛要請による孤独・孤立問題のより一層深刻化・顕在化するなど大きな影響を与えました。また一方で、近年自然災害が頻発・大規模化する中、平時から災害に備え、被災者への寄り添い支援をしていくことが重要となっています。

このような状況の中で、国では様々な地域生活課題の解決に取り組むため、社会福祉法を改正し「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、市町村による包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」を創設するなどの支援措置を講じております。

本会としても、こうした時代の進行、社会の変化に合わせた地域共生社会の基盤づくり、計画的な地域福祉の推進を図るため、「秋田県地域福祉活動計画（第6期）」を策定するものです。

2 計画の性格

- ① 県内の市町村社会福祉協議会や福祉施設、民間福祉関係団体等との協働による地域福祉活動を推進するため、本会の中長期的な取組の方向性を示すものです。
- ② 今年度、秋田県が策定した「秋田県地域福祉支援計画」との整合性を保つとともに、連携した取組の推進を図ります。

3 計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

4 計画の進行管理

計画を着実に推進し、目標の実現を図るため、次の取組を行います。

- ① 計画を踏まえて事業を実施します。
- ② 県等からの補助事業や受託事業との調整を図ります。
- ③ 事業の進行管理について、事業管理シートを活用した事業評価を実施するほか、地域福祉活動計画検証委員会において検証を行うなど、PDCAサイクルに基づき実施します。
- ④ 毎年度、事業の達成度を評価するとともに、地域福祉推進委員会で進捗状況を検証します。
- ⑤ 社会情勢の変化や今後新たに生じる地域生活課題に対応するため、概ね3年目に計画の見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1 地域社会の変化

(1) 人口構造の変化（少子化・高齢化、生産年齢人口の減少）

秋田県の人口は、平成29年度に100万人を割り込み（秋田県年齢別人口流動調査）、今後も減少を続ける（国立社会保障・人口問題研究所）と見込まれます。

人口構造については、2040年までの推計では年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は48%と増加し続け、75歳以上では、31%まで上昇すると推計されています。

令和5年7月1日現在、秋田県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の方の割合）は39.3%（秋田県長寿社会課調べ）、全国平均では29.1%（総務省統計局人口推計2023.7月報）であり、令和4年現在では、秋田県が最も高齢化が進んでいます（内閣府：令和5年版高齢社会白書）。

(2) 雇用に関する動向（就業人口の減少、定年の延長化）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」における定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの高年齢者雇用確保措置の義務化、さらに、令和3年4月からは70歳までの就業機会の確保についても努力義務化されるなど、将来的な労働力人口の減少を抑制する方策が示されています。

また、秋田県内の高年齢者の就業状況について、希望者全員が66歳以上まで働ける企業の割合は52.8%で全国2位、70歳以上まで働ける企業の割合についても50.7%で全国2位となっており、高年齢者の就業機会の拡大が図られているといえます（秋田労働局「令和4年度高年齢者雇用状況等報告」）。

(3) 家族形態の変化（核家族化、単身世帯の増加、高齢者の独居化等）

少子化や核家族化、高齢化などが相まって、一人暮らしの高齢者数が増加しています。令和5年7月1日現在、総世帯数385,717に対して一人暮らし高齢者は79,078人、前年度比で1,869人、総世帯数に占める割合は20.5%と0.5%増えています（県長寿社会課「令和5年度老人月間関係資料」）。

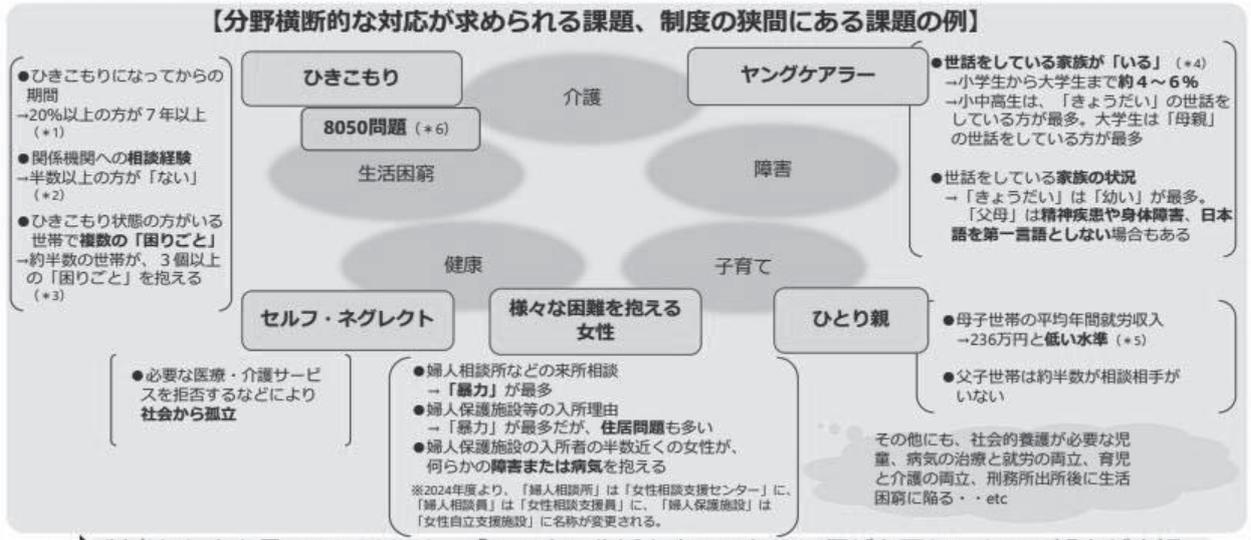
また、令和2年10月の国勢調査によると、世帯員が1人の単独世帯が総世帯数に占める割合は30.6%で、前回の平成27年の国勢調査と比べると8.3%増えています（県調査統計課「令和2年国勢調査人口等基本集計秋田県の要約」）。

(4) 複雑化・複合化した地域生活課題

人口減少等を背景に地域社会の希薄化が進む中、地域生活課題が複雑化・複合化しています。

分野横断的な対応が求められる課題・制度の狭間にある課題

- 人口構造や世帯構成が変化し、家族や地域のつながりが弱まっている中で、複数の課題が重なって複合化。
- 分野横断的な対応が求められる課題（「8050問題」など）や、従来の対象者別の制度には合致しにくい制度の狭間にある課題（ひきこもりやヤングケアラーなど）が表面化してきている。



➡ 制度から人を見るのではなく、「その人の生活を支えるために何が必要か」という観点が大切。

（*1）内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度） （*2）内閣府「生活状況に関する調査」（平成30年度）、内閣府「若者の生活に関する調査」（平成27年度）
 （*3）令和3年度江戸川区ひきこもり実態調査の結果報告書、ひきこもり状態の方がいる世帯の困りごとは、「自分の健康」、「家族の健康」、「収入・生活資金」が特に多い。
 （*4）厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（2020（令和2）年度、2021（令和3）年度）
 （*5）厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」（*6）高齢の親と働いていない自身の50代の子とが同居している世帯に係る問題。

※令和5年度版 厚生労働白書—つながり・支え合いのある地域共生社会— より

2 地域福祉をめぐる動き

(1) 少子高齢化への取組

平成 28 年 6 月に、希望出生率 1.8 の実現や介護離職ゼロの実現等を目標に、誰もが活躍できる一億総活躍社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。

プランでは、今後の社会保障の理念として、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すこととし、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進することとしています。

(2) 地域共生社会の実現のための社会福祉法の改正

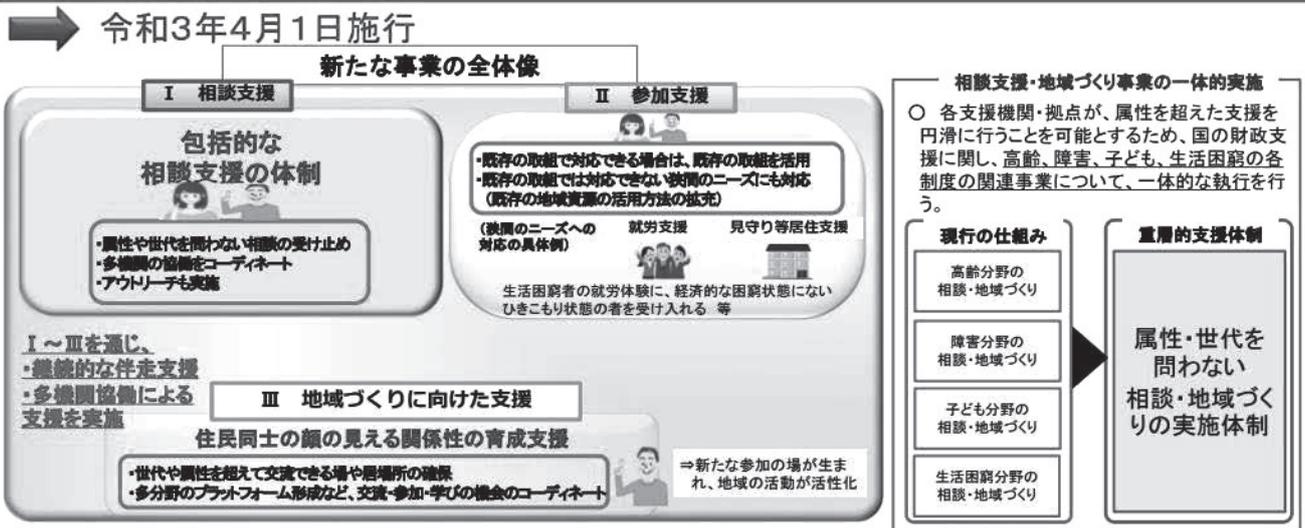
令和 3 年 4 月、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。(※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ・従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
 - ・属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



※厚生労働省資料 より

(3) 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行

猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日、流行から 3 年が経過し季節性インフルエンザと同じ「5 類感染症」に移行しました。これまでの間、感染対策として様々な制約や活動の自粛などの影響を与え、同時に様々な地域福祉活動や事業が縮小され、孤立・孤独がより

一層顕在化してきました。5類移行後は、感染対策を講じながらも、少しずつ従来の活動、生活が取り戻せるようになってきました。

(4) 認知症基本法の成立

2025年にはいわゆる「団塊世代」が75歳以上の後期高齢者となります。認知症の人は2020年で600万人以上ですが、2025年には700万人になると言われています。これは高齢者の5人に1人が認知症となる計算です。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができることにより、地域共生社会の実現を推進することを目的として、令和5年6月14日、認知症基本法が成立しました。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要	
1.目的	<p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進</p> <p>⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進</p> <p style="text-align: center;">～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～</p>
2.基本理念	<p>認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。</p> <p>① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。</p> <p>② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。</p> <p>③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通してその個性と能力を十分に発揮することができる。</p> <p>④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。</p> <p>⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。</p> <p>⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。</p> <p>⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。</p>
3.国・地方公共団体等の責務等	<p>国・地方公共団体は、基本理念のっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。</p> <p>国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。</p> <p>政府は、認知症施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。</p> <p>※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定</p>
4.認知症施策推進基本計画等	<p>政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）</p> <p>都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）</p>

※厚生労働省資料 より

(5) 孤独・孤立対策推進法の成立

これまで、「ひきこもり」や「8050問題」などの社会的孤立問題が潜在していましたが、長らくコロナ禍の影響により、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていきました。相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会を目指すことを目的に、令和5年5月31日、孤独・孤立対策推進法が成立しました（令和6年4月1日施行）。地域社会づくりに孤独・孤立対策の視点を入れることで、誰一人取り残さない地域社会づくりの推進につながります。

(6) こども家庭庁創設、こども基本法の成立

少子化に歯止めがかからない中、コロナ禍で加速した子どもの貧困問題、児童虐待の取扱い数の高止まりなど、子どもを取り巻く環境は深刻となっています。こうした中、令和5年4月こども家

府庁が創設され、こども基本法が令和5年4月に施行されました。これまでの縦割り行政により取りこぼされてきた子どもたちを、こども家庭庁が一体的に様々な角度から支援し、社会全体で子どもの成長を後押ししていく流れが始まりました。

(7) 2040年を展望した社会保障・働き方改革

いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年を見据えた国の検討が平成30年10月から始まり、現役世代の減少に伴う高齢者をはじめとした多様な就労社会参加の環境整備、就労や社会参加の前提となる健康寿命の延伸、労働力の制約が強まる中での医療・福祉サービスの改革による生産性の向上、これまで進めてきた給付と負担の見直しなどによる社会保障の持続可能性の検討などが進められています。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 来年10月の消費税率の引上げによって、2025年を念頭に進められてきた社会保障・税一体改革が完了。今後、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた検討を進めることが必要。
- 2040年を見通すと、現役世代（担い手）の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業率も上昇。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
 - ①多様な就労・社会参加の環境整備
 - ②健康寿命の延伸
 - ③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
 - ④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

◀現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題▶

多様な就労・社会参加	健康寿命の延伸	医療・福祉サービス改革
<p>【雇用・年金制度改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更なる高齢者雇用機会の拡大に向けた環境整備 ○ 就職氷河期世代の就職支援・職業的自立促進の強化 ○ 中途採用の拡大 ○ 年金受給開始年齢の柔軟化、被用者保険の適用拡大、私的年金（DeCo（イ）等）の拡充 ○ 地域共生・地域の支え合い 	<p>【健康寿命延伸プラン】</p> <p style="text-align: center;">※来夏を目途に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2040年の健康寿命延伸に向けた目標と2025年までの工程表 ○ ①健康無関心層へのアプローチの強化、②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等 ・疾病予防・重症化予防 ・介護予防・フレイル対策、認知症予防 	<p>【医療・福祉サービス改革プラン】</p> <p style="text-align: center;">※来夏を目途に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2040年の生産性向上に向けた目標と2025年までの工程表 ○ 以下の4つのアプローチにより、取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革 ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進 ・組織マネジメント改革 ・経営の大規模化・協働化

◀引き続き取り組む政策課題▶

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

※厚生労働省資料 より

(8) 大規模自然災害への対応強化の必要性

自然災害が各地で多発する中、国をはじめ様々な段階で防災・減災をめぐる施策が進められています。また、災害発生時には各地で災害ボランティアセンターが設置され、ボランティアによる救援活動が定着してきています。

3 全国社会福祉協議会の取組

- 平成 30 年 3 月 社協・生活支援活動強化方針「第 2 次アクションプラン」(改定)
～地域共生社会の実現に向けた事業・活動の展開～
- 令和 2 年 2 月 全社協福祉ビジョン 2020
～ともに生きる豊かな地域社会の実現を目指して～
- 令和 2 年 7 月 ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けた共同宣言
～社協と社会福祉法人のさらなる連携・協働へ～
- 令和 3 年 6 月 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策
～包括的な支援体制の構築と「連携・協働の場」としての社協の役割発揮に向けて～

4 秋田県社会福祉協議会の取組(地域福祉活動計画等の策定状況)

- 平成 8 年度 第 1 期活動計画「“共に生きる”安心秋田のまちづくり」
- 平成 11 年度 // 補充版
- 平成 14 年度 第 2 期活動計画「しあわせサポート推進プラン 21」
- 平成 17 年度 「地域福祉トータルケア推進事業」開始
- 平成 21 年度 第 3 期活動計画「あきたの幸せ発展プラン」
- 平成 24 年度 // 補充版
- 平成 26 年度 第 4 期活動計画「あきたの幸せ・発展プラン」
- 平成 30 年度 第 5 期活動計画
「ともにつながり 支え合う ぬくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくり」
- 令和 3 年度 // 改訂版

第3章 計画の構成

本会は新たな計画について、基本理念を「人とのつながりで安心を感じる 地域共生と福祉の輪」とするとともに、この基本理念の実現に向けて4つの基本方針を定めます。各基本方針には、推進項目と具体的な事業項目を置いて活動を推進することとします。

1 基本理念

人とのつながりで安心を感じる 地域共生と福祉の輪

誰もが安心して住み慣れた地域でいきいきと暮らしていけるよう、
地域共生社会の実現に向けて、住民主体のまちづくりと福祉人材の育成等の取組を進めます。

2 計画の基本方針・推進項目・事業項目

基本方針Ⅰ 地域共生のための体制づくり

推進項目1 地域づくり活動の基盤整備

- (1) 地域における支え合いの仕組みづくりの推進
- (2) 民生委員・児童委員の活動への支援
- (3) 市町村社会福祉協議会の体制強化

推進項目2 包括的支援体制の構築

- (1) 日常生活自立支援事業の適正利用の推進
- (2) 権利擁護センター設置の推進
- (3) 成年後見制度の利用促進
- (4) 生活困窮者支援の強化
- (5) 地域包括ケアシステムの推進

推進項目3 行政と社協のパートナーシップの強化

- (1) 地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化

推進項目4 県民啓発と情報発信

- (1) 課題解決に向けた県民啓発の強化

基本方針Ⅱ 住民参加による地域づくり

推進項目1 福祉教育による地域活動の育成支援

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援

推進項目2 誰一人取り残さない地域社会づくり

- (1) 子どもの居場所づくりへの支援
- (2) 孤独・孤立支援
- (3) ひとり親家庭や児童養護施設退所者の自立支援の促進
- (4) 災害遺児愛護基金による児童の健やかな成長の支援
- (5) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進
- (6) 認知症高齢者の支援

推進項目3 多様な主体によるネットワークづくりの推進

- (1) コミュニティソーシャルワーク実践者の育成
- (2) ネットワーク支援体制づくり

推進項目4 地域における公益活動の推進

- (1) 地域と社会福祉法人・施設との協働事業の推進

推進項目5 危機管理体制づくりの推進

- (1) 災害福祉支援機能の構築
- (2) 災害ボランティアの支援
- (3) 災害福祉広域支援体制の整備

基本方針Ⅲ 福祉サービスの基盤づくり

推進項目1 福祉人材の確保・育成・定着の推進

- (1) 福祉人材のマッチングの促進
- (2) 福祉人材の確保・定着支援対策
- (3) 福祉の仕事への理解促進
- (4) 福祉保健従事者研修の充実
- (5) 介護支援専門員の資格取得の推進
- (6) たん吸引等特定行為者の育成
- (7) 福祉系資格取得者への経済的支援

推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化

- (1) 福祉サービス第三者評価の実施
- (2) 介護サービス情報公表の実施
- (3) 施設経営に関する相談支援
- (4) 苦情解決体制の強化

基本方針Ⅳ 組織・経営基盤の強化

推進項目1 法人経営の基盤強化と財源の確保

- (1) 透明・公正な組織運営の推進
- (2) 会員の拡大と自主財源の充実
- (3) 危機管理体制の構築
- (4) 秋田県社会福祉会館の適正な管理運営

推進項目2 職員の資質向上と意識改革

- (1) 職員評価の推進
- (2) 職員の資質向上
- (3) 働きやすい環境の整備

第4章 計画の基本方針と推進項目等

1 基本方針・推進項目・事業項目

本会の活動を推進するに当たり、4つの基本方針を掲げ、それぞれについて取組の方向性を示します。さらに、取組の方向性を受け、主な活動を推進項目ごとに事業項目として示します。

I 地域共生のための体制づくり

【現状・取組の方向性】

- 1 少子高齢化や人口減少が急速に進行し、地域福祉の担い手不足や住民間のつながりの希薄化などを背景とし、高齢者や障害者など対象を限定しない包括的な総合相談・生活支援体制が求められています。県民の暮らしの中にある多様な課題を丸ごと受け止め、住民に身近な地域を基盤として解決に繋げる支援やその仕組みづくりを行う「地域福祉トータルケア」を全県で更に発展させ、地域住民も参加する取組を推進していく必要があります。
- 2 少子高齢化や定年延長等の影響により、民生委員・児童委員の担い手不足が起きており、令和4年度の一斉改選では充足率が92.5%と減少しています（令和元年度95.0%）。民生委員・児童委員は地域における身近な相談相手として地域福祉活動を展開しながら関係機関への「つなぎ役」を担うことから、委員の資質向上に向けた研修の充実と委員活動の負担軽減を図りながら、活動しやすい環境の整備を推進していく必要があります。
- 3 高齢化の進行や障害等により判断能力が低下することで日常生活に不安を抱える県民の意思決定を支援するほか、成年後見制度を利用しやすい環境の整備を推進する必要があります。そのためには、市町村における中核機関や権利擁護センター設置、法人後見などの担い手確保に向けた体制の構築を推進していく必要があります。
- 4 コロナ禍や物価高騰等を背景とした生活困窮者や高齢者、障害者の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした「生活福祉資金貸付制度」の活用を通して、借受人の自立支援の推進、市町村社協における相談支援体制の強化を図る必要があります。
- 5 多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて、行政や多様な相談支援機関等との連携・協力関係の強化が求められていることから、地域生活課題の調査や政策提言等により行政とのパートナーシップの構築を図る必要があります。

【主な活動】

◆推進項目 1 地域づくり活動の基盤整備

事業項目（1）地域における支え合いの仕組みづくりの推進

市町村行政や、民生委員・児童委員からの様々な要支援者の情報等を基に、情報管理システムの導入や、多様な見守り活動との連携・協働による効果的な見守りネットワーク活動の充実・強化とともに、住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進する人づくりを推進します。

(2) 民生委員・児童委員の活動への支援

民生委員・児童委員が「地域のパイプ役」として地域福祉活動を展開することができるよう、委員の資質向上につながる研修を効果的に実施します。

(3) 市町村社会福祉協議会の体制強化

市町村社協が抱える諸問題や地域福祉の推進方策などについて、エリア担当制による情報収集体制の確立や、地域福祉担当情報交換会を定期的に行うことにより情報共有や助言等を行い、社協個別支援を展開します。

コミュニティソーシャルワーク実践者の養成を通じて市町村社協の相談支援体制の充実・強化を図ります。また、市町村社協を取り巻く情勢等に対応するため、市町村社会福祉協議会連絡協議会の運営を通じて役職員の研鑽及び交流の機会づくりに努めます。

◆推進項目2 包括的支援体制の構築

事業項目 (1) 日常生活自立支援事業の適正利用の推進

判断能力低下により日常生活に不安を抱える県民の意思決定を支援し、日常的な金銭管理や福祉サービスの円滑な利用を援助できるよう、事業運営の適正性の確保や専門員等の資質向上を図ります。

(2) 権利擁護センター設置の推進

日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用を一体的に支援するため、市町村社協への権利擁護センター設置や法人後見受任体制の整備を促進します。

(3) 成年後見制度の利用促進

市町村における中核機関の整備促進とともに県民に対する成年後見制度の普及啓発を図り、任意後見の利用や第三者後見の受け皿づくりを推進し、家庭裁判所や弁護士会、司法書士会、社会福祉士会と連携しながら成年後見制度の利用を促進します。

(4) 生活困窮者支援の強化

コロナ禍や物価高騰により生活困窮につながる要因が広がっているため、多様なニーズに対応した生活福祉資金貸付事業の運用と相談支援の充実を図ります。また、借受人等への生活支援（フォローアップ支援）の充実化を図るため、市町村社協の相談支援体制を強化するとともに、生活困窮者自立支援制度との連携強化に向けた連絡会を開催し、コロナ禍で顕在化した新たな困窮者層への支援を推進します。

(5) 地域包括ケアシステムの推進

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護、医療、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自立支援型地域ケア会議にオブザーバーやアドバイザーを派遣することにより、市町村の取組を促進します。

また、地域での支え合い体制づくりを推進するため、生活支援コーディネーターの取組や活動を支援します。

◆推進項目3 行政と社協のパートナーシップの強化

事業項目（1）地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化

県民が抱える地域生活課題や地域福祉の推進上の課題について、市町村社会福祉協議会や社会福祉関係各団体、各施設種別協議会の関係者や有識者等による調査研究、情報共有などを行い、自治体の政策に対する提言や要望、協議を通して課題を共有するとともに、官民一体となってその解決を目指す協働の基盤づくりを推進します。

◆推進項目4 県民啓発と情報発信

事業項目（1）課題解決に向けた県民啓発の強化

社会福祉大会や県民フォーラムの開催、広報誌やウェブサイト等による情報発信を行い、福祉に関する情報の提供や、地域における地域生活課題の解決に向けた県民への理解と意識啓発を図ります。

Ⅱ 住民参加による地域づくり

[現状・取組の方向性]

- 1 地域が抱える生活課題に気付き、課題解決に向けた取組を進めるなどの福祉の担い手の育成が重要となっていることから、地域の福祉力向上につながる「福祉教育」を推進する必要があります。
- 2 誰一人取り残さない地域社会の実現を具体化するため、子どもの居場所づくり活動を行う団体への支援や孤独・孤立支援、ひとり親家庭や児童養護施設退所者への支援、認知症高齢者への支援に積極的に取り組む必要があります。
- 3 制度の狭間の問題や既存制度で受けきれない福祉ニーズの増大など、多様化・複雑化する地域生活課題の解決に向けて、社協を中心とした市町村単位での社会福祉法人の連携・協働の仕組みづくりを推進するなど、「地域における公益的な取組」の強化を図る必要があります。
- 4 令和5年7月の本県の大雨災害等、近年頻発する大規模自然災害に備え、様々な課題に直面する地域住民を平時から支援する体制が不可欠であることから、災害ボランティアセンターの機能強化や災害派遣福祉チームの体制づくりを推進する必要があります。

【主な活動】

◆推進項目1 福祉教育による地域活動の育成支援

事業項目（1）福祉教育の推進

地域の生活課題解決のため、福祉教育を推進し、福祉の担い手となる幅の広い年齢層の住民を育成し、地域の福祉力向上につなげます。

（2）地域におけるボランティア・市民活動の育成支援

中学生、高校生の地域振興や地域貢献活動、SDGsに関する活動等を支援し、幅広い活動と地域福祉を具体的に進めるため、生徒の活動に助成を行います。

◆推進項目2 誰一人取り残さない地域社会づくり

事業項目（1）子どもの居場所づくりへの支援

「あきた子ども応援ネットワーク」の充実・強化を図り、子どもの居場所づくりに取り組む支援の拡大を促進するとともに、支援団体の活動の継続に向けて支援します。

（2）孤独・孤立支援

県内外の参考となる事業や取組に関する情報把握に努め、広報誌や研修等の機会を通じて情報発信をします。また、ひきこもりや地域との交流、つながりを持たない等、地域において支援が必要と考えられる人を発見し、社会的な孤立を生まない地域づくりに向けて、住民主体の助け合い、支え合いの仕組みづくりの実践を推進します。

（3）ひとり親家庭や児童養護施設退所者の自立支援の推進

他制度の活用のみでは対応しきれない部分を貸付制度の利用と併用することで、より安定して就学・就労・資格取得を継続していけるよう支援します。また、行政や退所施設等の関係機関と連携し、制度が有効活用されるよう周知を図るほか、適切に返還免除申請が行えるよう、定期的に借受人の状況について確認を行います。

(4) 災害遺児愛護基金による児童の健やかな成長の支援

交通・労働・自然災害により父や母が亡くなったり重い障害が残ったりした場合、義務教育修了前の児童を養育する保護者に、見舞金や激励金、入学・卒業祝金をお届けします。

(5) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進

高齢者のスポーツ活動や社会参加活動を促進し、高齢者の生きがい・健康づくりを推進します。また、地域で活躍する高齢者を増やし、地域の課題解決や地域活性化等に向けて活躍できる場の創出を支援します。

(6) 認知症高齢者の支援

住民向けにセミナーを開催し、認知症に対する正しい理解の普及啓発に努めます。また、高齢者の社会参加ツールとして、認知症や介護予防に効果が期待できるとされるeスポーツの普及に取り組みます。

◆推進項目3 多様な主体によるネットワークづくりの推進

事業項目(1) コミュニティソーシャルワーク実践者の育成

市町村社協や地域包括支援センター等における「コミュニティソーシャルワーク実践者」の養成と配置を促進します。

(2) ネットワーク支援体制づくり

地域の空き家や社会福祉施設等を利活用した多世代が集う居場所づくりや、多様な社会資源との協働による社会参加の場づくりを推進するとともに、多分野協働のプラットフォームづくりを促進します。

◆推進項目4 地域における公益活動の推進

事業項目(1) 地域と社会福祉法人・施設との協働事業の推進

市町村社協を中心とした地域の社会福祉法人・施設と連携・協働による地域の公益的な取組を全県的に波及させるため、広報誌や研修等の機会を通じて情報発信をします。

◆推進項目5 危機管理体制づくりの推進

事業項目(1) 災害福祉支援機能の構築

自然災害等に対する平時からの準備体制の整備を図るとともに、災害発生時に福祉分野のニーズに即応できる体制、災害福祉支援機能の構築を図ります。また、災害時に福祉施設では継続的なサービス提供が求められており、新たな災害や感染症など、環境に変化があった場合のBCP(事業継続計画)の策定・見直しを支援します。

(2) 災害ボランティアの支援

市町村社協に設置される災害ボランティアセンターの機能を強化するため、運営マニュアルの整備を支援します。また、災害ボランティアコーディネーター養成研修やフォローアップ研修を行い、災害ボランティアセンター運営者のスキルアップと各市

町村で行う実践研修や実地訓練を通して、災害時のボランティア活動の役割や被災者の気持ちに寄り添った支援活動のあり方について理解を深めます。

(3) 災害福祉広域支援体制の整備

被災者支援の充実を図るため、DWAT（災害派遣福祉チーム）のチーム員の養成や、スキルアップを目指した研修等の実施により、災害時の二次被害を防ぐ DWAT の体制づくりを推進します。

Ⅲ 福祉サービスの基盤づくり

[現状・取組の方向性]

- 1 福祉サービスの基盤である、介護分野をはじめ保育分野、障害福祉分野などで福祉サービスを担う福祉人材（福祉従事者）の安定的確保のためには、求職者・求人事業所との信頼関係を構築し、それぞれのニーズを丁寧に取り出しながら、双方のすり合わせや調整を図ることにより、職場定着の促進、離職防止につながるなどから、福祉人材キャリア支援専門員によるきめ細かなマッチングの強化に取り組む必要があります。
- 2 少子高齢化、労働力人口の減少により多くの産業が人材不足に直面する中、高齢化社会の進行で増加し続ける福祉ニーズに応えるためには、働きやすくやりがいの感じられる福祉の職場づくりが不可欠であることから、事業所に対して様々な制度の活用を働きかけるとともに、求職者・求人事業所への対応の強化や人材の定着促進、若い世代への理解促進のほか、従事者のニーズを踏まえた研修の充実を図る必要があります。
- 3 多様化する福祉ニーズに柔軟に応えるためには、福祉サービスの質の維持・向上を図るための不断の取組が不可欠であることから、苦情解決体制の整備や介護サービスの情報の公表に取り組む必要があります。
- 4 社会福祉法人には、ガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保が求められていることから、社会福祉法人の経営・組織体制の強化について支援する必要があります。

【主な活動】

◆推進項目 1 福祉人材の確保・育成・定着の推進

事業項目（1）福祉人材のマッチングの促進

福祉人材キャリア支援専門員を中心とした求職者開拓と求人・求職者の支援を強化するとともに、人材確保に向けたマッチングに取り組めます。

（2）福祉人材の確保・定着支援対策

介護の仕事に興味を持つ方などを対象に、介護の現場や仕事への理解を深めるための研修を行うほか、介護分野へ就職・転職希望者を対象にスムーズな就労を支援する短期雇用契約（ハートフル雇用）を実施します。また、エルダー・メンター養成研修や腰痛予防講座等を実施し、福祉人材の確保・定着を支援します。

（3）福祉の仕事への理解促進

若手の福祉施設職員が中学校を訪問し、生徒や職員等を対象に福祉の仕事の魅力を伝える「中学校の福祉の仕事セミナー（介護分野・保育分野・障害福祉分野）」を開催します。また、中学生・高校生等の若年層や福祉の仕事に関心のある方を対象に、福祉分野における職場体験を実施し、福祉の仕事の理解を深めるための機会を提供します。

（4）福祉保健従事者研修の充実

社会福祉事業等の従事者を対象とした研修（委託・研修機関指定・自主企画）の実施機関として、経験年数等による各階層及び職域に求められる研修のほか、社会福祉

を取り巻く情勢変化による新たな福祉課題や認知症介護に関する研修、専門的知識・スキルの習得を目指す研修等の提供を通じて、質の高い福祉サービスの提供及び人材の確保・育成を図ります。

(5) 介護支援専門員の資格取得の推進

介護支援専門員実務研修受講試験や試験合格者に対する介護支援専門員実務研修を実施し、その確保や資質向上を図ります。

(6) たん吸引等特定行為者の育成

基本研修や手技確認講習にて適切なたん吸引等の手技習得を目指します。また、指導看護師の評価方法の統一と習得、資質向上のため、研修参加を通しネットワークづくりを図ります。

(7) 福祉系資格取得者への経済的支援

保育士や介護福祉士等の資格取得を目指し養成施設や福祉系高校等に在学する生徒・学生に対し、償還免除付きの修学資金、研修受講資金を貸付けることにより、県内における福祉・介護人材の確保と定着を図ります。

◆推進項目2 福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化

事業項目 (1) 福祉サービス第三者評価の実施

第三者評価の実施により、社会福祉施設・事業所のサービスの質の向上の取組を促進します。

(2) 介護サービス情報公表の実施

介護サービス情報の公表により、利用者の事業所選択の参考にしてもらうとともに、介護サービスの質の向上の取組を促進します。

(3) 施設経営に関する相談支援

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等を目指して各法人・施設が行う運営の取組に対し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、社会福祉施設の施設運営全般の資質向上を推進します。

(4) 苦情解決体制の強化

秋田県運営適正化委員会（運営監視小委員会、苦情解決小委員会を含む）の定期的な開催や、委員による巡回訪問の実施、苦情解決研修会（初級、上級）の開催等により、福祉サービス事業者の苦情解決体制の充実・強化を図ります。また、秋田県福祉サービス相談支援センターとして苦情解決に向けた支援を行います。

IV 組織・経営基盤の強化

[現状・取組の方向性]

本会には、地域共生社会の実現を目指す全国の動向や、本会内外の情勢の変化に対応し、本県において地域福祉を推進する中核を担う社会福祉法人としての責務を果たすことが求められていることから、効率的で透明性の高い法人運営や安定的な財源の確保、職員の資質向上等に努め、組織や経営基盤の強化を図る必要があります。

【主な活動】

◆推進項目 1 法人経営の基盤強化と財源の確保

事業項目 (1) 透明・公正な組織運営の推進

組織ガバナンス及び組織体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底を推進し、透明・公正な組織運営を行います。

(2) 会員の拡大と自主財源の充実

自主企画研修の充実等会員のニーズに対応した取組を推進し、会員の拡大を図るとともに、厚生事業による自主財源の確保を図ります。

(3) 危機管理体制の構築

大規模災害時においても、重要な業務を中断せず継続し事業を実施できるよう BCP（事業継続計画）の作成が重要であることから、計画作成に向け検討・協議を行います。また、計画策定後は、全職員に説明するとともに定期的に計画の点検を行います。

(4) 秋田県社会福祉会館の適正な管理運営

秋田県社会福祉会館の利用促進を図り、利用者に対するサービスの充実、社会福祉会館の適切な管理・運営に努めます。

◆推進項目 2 職員の資質向上と意識改革

事業項目 (1) 職員評価の推進

円滑で効果的な事業実施のため、職員の意識付け、意欲向上を図るとともに、業務改善等を進めるため、業務目標評価及び能力評価を実施します。

(2) 職員の資質向上

本会を取り巻く情勢の変化や、寄せられる相談内容の複雑化を踏まえ、職員の計画的な資格取得の支援により職員の資質向上を図ります。

(3) 働きやすい環境の整備

職員の心身の健康づくりを支援し、働きやすい環境を整備するため、衛生委員会において健康プランの設定や進め方等について協議し推進していきます。また、職員の育成や相談しやすい体制づくりを進めるため、エルダー・メンター制度を導入します。

2 計画の指標

1 で示した各事業項目について、計画の着実な推進を図るため、次のとおり指標と年次目標を設定し、進捗状況を確認するとともに、評価します。

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標												
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11							
I 地域共生のための体制づくり																				
1 1 地域づくり活動の基盤整備																				
1 1 1 地域における支え合いの仕組みづくりの推進																				
			① 情報管理システムを導入している社協数	「ネットワーク活動連携推進モデル事業」を通じて効果的な見守り活動を展開するための情報管理システムの導入を支援します。	市町村社協数	4	5	6	8	10	12	14	16							
			② 地域の福祉力向上研修の受講者数	地域で支援が必要と思われる人や課題を発見し、住民による主体的な助け合い、支え合いの仕組みづくりを推進する人材を養成します。	受講者数	14	11	20	20	20	見直し	→	→							
1 1 2 民生委員・児童委員の活動への支援																				
			① 受講者アンケートの評価で、とても参考になった+やや参考になったと回答した受講者の割合	地域生活課題の複雑化・多様化による民生委員・児童委員への期待の高まりに対応するため、民生委員・児童委員の研修ニーズに応じたテーマ設定や様々な事例の活用により研修内容の充実を図ります。	%	94.2	87.3	95	95	95	95	95	95							
1 1 3 市町村社会福祉協議会の体制強化																				
			① 市町村社協個別支援回数	市町村社協が抱える諸問題や地域福祉の推進方策などについて、訪問や電話、メール等により課題把握や情報交換、助言等を行い、社協個別支援を展開します。	回	96	181	100	110	120	130	140	150							
1 2 包括的支援体制の構築																				
1 2 1 日常生活自立支援事業の適正利用の推進																				
			① 専門員実践力強化研修会参加率	専門員の資質向上のため、全社協で主催する専門員実践力強化研修への参加経費を助成することにより、研修への参加を促します（全専門員の内、研修会に参加した専門員の割合）。	%	9.5	23.9	25	25	25	25	25	25							
1 2 2 権利擁護センター設置の推進																				
			① 権利擁護センター機能を持つ市町村社協数	日常生活自立支援事業から成年後見制度への円滑な移行を推進するため、法人後見を担う権利擁護センターの設置を促進します。	市町村社協数	6	9	10	12	15	18	21	25							
1 2 3 成年後見制度の利用促進																				
			① 法人後見受任体制を整備した法人数	社協を含む社会福祉法人による法人後見受任体制の整備を促進します。	法人数	6	8	10	14	18	22	26	30							

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標								
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11			
1 2 4 生活困窮者支援の強化																
			① 生活福祉資金（特例）の対象債権におけるフォローアップ支援の割合	適切な債権管理に向け、償還免除による不良債権の償却を進めるとともに、市町村社協や関係機関等との連携により、償還免除実施後の借受人に対する丁寧なフォローアップ支援の充実を図ります。	%	—	—	20	20	20	20	20	20	20	20	20
			② 市町村社協における生活福祉資金に関する相談件数	コロナ禍や物価高騰に伴う生活困窮世帯の増加や多様化する資金需要への対応に向け、相談体制を整備するとともに、アウトリーチによる借受人世帯の生活状況把握に努めます。	相談件数	5,715	4,774	5,300	5,400	5,500	5,600	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100
1 2 5 地域包括ケアシステムの推進																
			① 自立支援型地域ケア会議開催、推進支援	自立支援型地域ケア会議を未実施の市町村に対し、開催に向け専門職や自立支援・普及アドバイザーを派遣し支援します。開催市町村に対しては、政策提言に向け、オブザーバー、アドバイザーを派遣し併走支援していきます。	市町村	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			② 生活支援体制整備事業の推進	生活支援コーディネーター（地域支えあい推進員）が、地域資源の開発やネットワーク構築、介護予防の取組を強化できるよう支援していきます。	市町村	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
1 3 行政と社協のパートナーシップの強化																
1 3 1 地域生活課題に対する調査研究・提言機能の強化																
			① 地域生活課題に関する政策要望、提言、協議を行った項目数	県民が抱える多様な生活福祉課題の解決方策や県全体の社会福祉の発展に向けて、福祉・保健・医療・介護・教育等の多分野における共通理解と連携協働に取り組みます。また、地域福祉の推進、充実に向け、調査研究活動や政策協議、政策提言などを通じて、行政との更なるパートナーシップの強化を図ります。	項目数 カッコ内は協議テーマ数	2	1 (5)	4	4	4	4	4	4	4	4	4
1 4 県民啓発と情報発信																
1 4 1 課題解決に向けた県民啓発の強化																
			① 秋田県社会福祉大会参加者数	県民や福祉関係者の意識啓発・共通理解を図るため、秋田県社会福祉大会を開催します。	年間参加者数	559	690	700	800	900	900	900	900	900	900	900
			② 県民フォーラム参加者数	地域福祉の充実に向け、県民への共通理解と意識啓発を図るため、県民フォーラムを継続して開催します。	参加者数	113	64	120	120	120	120	120	120	120	120	120
			③ 本会ウェブサイトの年間閲覧数	ウェブサイトの内容充実により、閲覧数の拡大を図ります。	千セッション	126	147	126	132	138	145	153	160	167	174	181

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標							
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
II 住民参加による地域づくり															
2 1 福祉教育による地域活動の育成支援															
2 1 1 福祉教育の推進															
			① 福祉教育推進セミナー参加者数	各市町村の福祉教育の取組において、多機関協働の活動を推進し、多様な主体の参加促進を図ります	参加者数	12	19	20	20	20	20	20	20	20	20
2 1 2 地域におけるボランティア・市民活動の育成支援															
			① 地域貢献活動助成決定学校数	中学生、高校生の地域振興や地域貢献活動、SDGsに関する活動等の支援を目的に、活動費用の助成を行います。	学校数	—	3	4	4	4	4	4	4	4	4
			② 車いすリサイクル事業参加校数	高校生の「あきた車いすリサイクルリング」事業を通してボランティア精神を育み、車いす修理技術の向上を促し、地域に貢献できる人材を育成します。	学校数	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8
2 2 誰一人取り残さない地域社会づくり															
2 2 1 子どもの居場所づくりへの支援															
			① 子どもの居場所づくり等に取り組む支援団体数（WEBサイト掲載団体数）	子ども食堂、食料支援、制服等リユースなどに取り組む支援団体の情報を「あきた子ども応援ネットワーク」WEBサイトにより広く情報発信します。	WEBサイト掲載団体数	40	49	50	54	58	62	66	70		
2 2 2 孤独・孤立支援															
			① 支え合いマップづくりに取り組む社協数	小地域において、要支援者や支援が必要と思われる人を発見するために有効な「支え合いマップ」づくりを推進する。	社協数	11	15	18	22	25	見直し	→	→		
2 2 3 ひとり親家庭や児童養護施設退所者の自立支援の推進															
			① ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	行政を通じてひとり親からの貸付申請の受入から契約締結、貸付後の返還に関する手続きの対応を行い、ひとり親世帯の自立を支援します。	件	4	2	4	4	4	4	4	4	4	4
			② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	社会的養護の元で育った子どもへ、措置解除後の自立した生活に向けた貸付を行い、就学・就職・資格取得の際の費用を支援します。また、退所施設と連携し、返還免除に向けた債権管理をします。	件	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標						
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
2	2	5	高齢者の生きがい・健康づくりの推進		人数	2,475	2,630	2,650	2,650	2,750	2,800	2,850	2,900	
			①	全国ねんりんピックへの選手派遣及び県版ねんりんピックの開催（6年で16,350人）										全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣や県版ねんりんピックを開催し、高齢者の生きがい・健康づくりを推進します。
			②	高齢者の社会参加活動の促進（6年で2,520人）										生きがいづくりや健康づくりを推進するための講座としてロングライフ講座を県内7か所で開催します。
		③	高齢者が活躍する場づくり助成金の交付件数	地域の課題解決や地域活性化等に向けて高齢者が活躍できる機会を創出・拡大するため、活動の中核となる高齢者の発掘・養成や活躍の場づくりにつながる活動を行う団体に対して、その活動費用を助成します。	団体	7	12	15	15	15	15	15	15	
2	2	6	認知症高齢者の支援		市町村	—	—	3	7	8	9	10	11	
			①	認知症に対する正しい理解の普及啓発										高齢化率の高い市町村を優先とし、認知症に対する正しい理解に繋がる住民啓発セミナーを開催します。（講演・寸劇・ミュージカル等）
			②	e-スポーツの普及										ロングライフ講座を活用し、e-スポーツを全県に普及します。
		③	e-スポーツの調査研究	e-スポーツによる認知機能への影響について、啓発セミナーに集まった方を対象に調査研究をします。（研究部分は他の大学等へ依頼）	人数	—	—	30	30	30	30	30	30	
2	3	多様な主体によるネットワークづくりの推進												
2	3	1	コミュニティソーシャルワーク実践者の育成		年間養成数	45	16	20	20	20	20	20	20	
			①	コミュニティソーシャルワーク実践者の養成数										地域共生社会の実現や地域福祉を推進する上で不可欠な考え方であるコミュニティソーシャルワークの実践者を養成します。
2	3	2	ネットワーク支援体制づくり		実施回数	1	1	1	1	1	1	1	1	
			①	生活支援コーディネーターの資質向上を図る研修の実施										生活支援コーディネーターの資質向上を図るためのスキルアップ研修を実施します。

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標						
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
2 5 危機管理体制づくりの推進														
2 5 1 災害福祉支援機能の構築														
	①	災害福祉支援機能に関する調査研究を行う協議会の開催回数		災害福祉支援機能に関する調査研究を行う協議会を開催します。	回	—	—	5	4	4	4	4	4	4
	②	BCP（事業継続計画）策定・見直し施設件数		新たな災害や感染症など、環境に変化があった場合のBCP（事業継続計画）の策定・見直し支援を推進します。	件	—	—	検討	2	2	3	3	3	3
2 5 2 災害ボランティアの支援														
	①	災害ボランティアセンター運営マニュアルを整備した市町村協数		地域における災害支援体制の構築を図るため、災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備に向けた市町村協への支援を行います。	市町村協数	23	24	25	25	25	25	25	25	25
	②	災害ボランティアコーディネーター養成者数		市町村協に設置される災害ボランティアセンターの運営者のスキルアップと関係機関、団体との連携、行政との情報共有の仕方について理解を深めます。	養成者数	21	—	30	30	30	30	30	30	30
	③	災害ボランティア活動実践研修、実地訓練の実施市町村協数		市町村協に設置される災害ボランティアセンターと災害時のボランティア活動の役割や被災者の気持ちに寄り添った支援活動のあり方について理解を深めます。	市町村協数	3	6	3	3	3	3	3	3	3
2 5 3 災害福祉広域支援体制の整備														
	①	DWAT（災害派遣福祉チーム）年間研修受講者数		被災者支援の充実を図るため、DWAT（災害派遣福祉チーム）員を養成するとともに、スキルアップに取り組みます。	人数	69	18	30	30	30	30	30	30	30

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標							
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
III 福祉サービスの基盤づくり															
3 1 福祉人材の確保・育成・定着の推進															
3 1 1 福祉人材のマッチングの促進															
			① センター登録求職者の採用人数 6年間で600人	福祉人材キャリア支援専門員を中心とした求職者開拓と採用に向けたマッチング等により求職者の採用に取り組みます。	年間採用人数	33	63	100	100	100	100	100	100	100	100
3 1 2 福祉人材の確保・定着支援対策															
			① 介護入門セミナー参加者数	ハートフル雇用により、介護分野未経験者の新規就労を促すとともに、介護の仕事に興味を持つ方や就労意欲のある活力溢れる中高年世代、退職者、主婦層、学生の方等を対象に介護の現場や仕事への理解を深めるための研修を行います。	年間参加者数	46	55	55	55	65	65	65	65	65	65
			② エルダー・メンター養成研修参加者数	人材の確保及び職員の定着につながる研修(エルダー・メンター養成研修)を実施します。	研修参加者数	124	120	100	100	100	100	100	100	100	100
			③ 腰痛予防講座への講師派遣事業所数	県内の介護保険施設・事業所の職員定着に向けた環境整備の一環として、理学療法士を講師として派遣し、腰痛予防を意識した適切な介護方法や腰痛予防対策を学ぶ講座を実施します。	年間実施事業所数	16	22	35	35	35	35	35	35	35	35
3 1 3 福祉の仕事への理解促進															
			① 福祉分野における職場体験者数	中・高校生等の若年層や福祉職に関心のある方を対象に福祉施設での職場体験を実施し、福祉の仕事の理解促進を図ります。	年間参加者数	87	55	130	130	130	130	130	130	130	130
3 1 4 福祉保健従事者研修の充実															
			① 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程受講者数	福祉人材の育成や定着に効果的な「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の受講者の拡大を図ります。	人数	568	550	960	960	960	960	960	960	960	960
			② 自主企画研修受講者数	専門的知識・技術の習得を支援するため、認知症介護研修やクレーム対応など福祉保健従事者の研修ニーズに基づく研修を柔軟に企画・実施します。	人数	1,518	1,656	1,800	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
3 1 5 介護支援専門員の資格取得の推進															
			① 介護支援専門員実務研修受講者数	介護支援専門員の資格取得、資質向上の研修を実施します。また、研修受講者の実習がスムーズにできるよう実習先事業所(居宅介護支援事業所)との調整を図ります。	年間受講者数	95	78	85	85	85	85	85	85	85	85

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標						
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
3	1	6	たん吸引等特定行為者の育成		年間 修了 者数	131	121	110	110	110	110	110	110	110
			① 介護職員等のたん吸引等研修修了者数	厚生労働省の基本的指針に基づき、必要なカリキュラムの習得を図ります。										
			② たん吸引指導者養成講習終了者	厚生労働省の基本的指針に基づき、必要なカリキュラムの習得を図ります。また、指導看護師の評価方法の統一と習得、資質向上のため、演習への参加を呼びかけます。	年間 修了 者数	35	39	30	30	30	30	30	30	30
3	1	7	福祉系資格取得者への経済的支援		新規 貸付 決定 件数	108	91	130	130	130	130	130	130	130
			① 介護福祉士実務者研修受講資金貸付決定件数	資格取得を目指し養成施設や福祉系高校等に在学する生徒・学生に対し、償還免除付きの介護福祉士修学資金、福祉系高校修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金を貸付け、県内における福祉・介護人材の確保と定着を図ります。										
			② 保育士修学資金貸付決定件数	資格取得を目指し養成施設に在学する学生に対し、保育士修学資金を貸付け、県内における保育人材の確保と定着を図ります。	新規 貸付 決定 件数	93	83	120	120	120	120	120	120	120
3	2	福祉サービスの質の向上と社会福祉経営基盤の強化												
3	2	1	福祉サービス第三者評価の実施		受審 事業 所数	7	8	6	6	6	6	6	6	6
			① 福祉サービス第三者評価事業の実施	質の高い福祉サービスの提供を促進するため、福祉サービス第三者評価を実施します。										
3	2	2	介護サービス情報公表の実施		年間 公表 件数	1,980	1,954	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036	2,036
			① 介護サービス公表件数	県民の介護事業所の選択と質の高い介護サービスの確保に資するよう公表事業を適正に実施します。										
3	2	3	施設経営に関する相談支援		件	46	63	70	55	55	70	55	55	55
			① 経営指導センター年間相談件数	社会福祉施設の運営に関する実務上の課題に対応し、施設運営全般の資質向上に資することができるよう助言・支援を行います。										
3	2	4	苦情解決体制の強化		年間 参加 者数	260	213	300	300	300	300	300	300	300
			① 苦情解決研修参加者数	質の高い福祉サービスの提供を促進するため、福祉サービス事業所の苦情対応に当たる職員等を対象に苦情を予防する基本的な知識や初期段階での対応技術を習得する研修を行います。										
			② 巡回訪問施設数	利用者からの福祉サービス事業所に対する信頼向上を図るため、福祉サービス事業所を訪問し、苦情受付体制や苦情への対応状況を調査し、改善点等を指摘して利用者の満足度向上に努めます。	年間 事業 所訪 問数	6	6	6	6	6	6	6	6	6

基本方針	推進項目	事業項目	指標	取組	単位	実績		年次目標							
						R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
IV 組織・経営基盤の強化															
4 1 法人経営の基盤強化と財源の確保															
4 1 2 会員の拡大と自主財源の充実															
			① 会員数	本会会員の拡大や厚生事業、自主企画研修事業の拡大に伴う自主財源の充実により経営基盤の強化を図ります。	会員数	747	759	764	769	774	779	784	789		
			② 厚生事業収入額		千円	18,343	16,909	16,950	16,950	16,950	16,950	16,950	16,950		
4 1 3 危機管理体制の構築															
			① 計画策定と実施	BCP（事業継続計画）の策定に向け検討・協議を行い、計画策定後は定期的に計画の点検を行います。		未実施	未実施	検討作成 実施	実施	実施 点検	実施 点検	実施 点検	実施 点検		
4 1 4 秋田県社会福祉会館の適正な管理運営															
			① 秋田県社会福祉会館利用料収入	社会福祉会館指定管理の適切な運営を図るため利用料収入の更なる拡大を目指します。	千円	14,665	15,058	15,462	15,879	16,308	16,750	17,205	17,674		
			② 秋田県社会福祉会館年間利用者数	社会福祉会館指定管理の適切な運営を行い、利用者の拡大を目指します。	千人	68	69	70	71	72	73	74	75		
4 2 職員の資質向上と意識改革															
4 2 1 職員評価の推進															
			① 業務目標評価の実施	業務目標の達成状況・成果及び役職段階毎に期待される役割の達成状況について評価を行います。		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
			② 能力評価の実施	求められるている能力の発揮や行動状況、結果について評価を行います。		実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
4 2 2 職員の資質向上															
			① 資格取得者3名（隔年1名）	職員の資質向上を図るため、社会福祉士など福祉の専門職としての資格取得を支援します。	新たな資格取得者数	1	—	1	—	1	—	1	—		
4 2 3 働きやすい環境の整備															
			① 秋田県版健康経営優良法人の認定	職員の心身の健康づくりを支援することにより、安定して働いてもらえる職場環境を目指します。		未実施	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施		
			② エルダー・メンター制度の導入	新入職員の仕事上の悩みや不安を解消・軽減するために、気軽に相談できる環境を整備します。		未実施	検討	実施	実施	実施	実施	実施	実施		

秋田県地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属及び役職	委員区分	備考
石岡和志	秋田県社会福祉士会 (秋田看護福祉大学 医療福祉学科長 准教授)	学識経験者	委員長
石井誠	秋田市社会福祉協議会 事務局次長兼地域福祉課長	市町村社会福祉協議会	副委員長
加藤静	藤里町社会福祉協議会 事務局次長	市町村社会福祉協議会	
佐藤司	横手市社会福祉協議会 地域福祉課長	市町村社会福祉協議会	
駒野谷範子	秋田県保育協議会 研修部員	各施設種別協議会	
藤井周二	秋田県老人福祉施設協議会 副会長	各施設種別協議会	
三浦靖之	秋田県知的障害者福祉協会 会長	各施設種別協議会	
内田鉄嗣	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 課長	行政	

任期：令和5年7月1日～令和6年3月31日

(委員区分ごとに五十音順、敬称略)